



くらしのひろば

アダルトサイトの請求と二次被害にご注意！



スマートフォンで無料のアダルトサイトを見ていて、ある画像をタップしたら『登録完了。利用料98,000円』という画面になってしまった!!! 表示されている電話番号に「取り消したい」と連絡すればいいのかなあ？



いわて消費者トラブル
防止啓発キャラクター
までのすけ



連絡してはいけません!!
契約が成立していない可能性があります。
契約が成立していなければ、支払う必要はありません。
最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

スマートフォンで相談機関を検索して、上位に出てきた相談先に解決をお願いしてみようかなあ？



検索結果の上位に公的な機関をイメージさせるような名称が表示されたとしても、行政のサイトではなく、事業者の広告の場合もありますので、注意が必要です。
最寄りの消費生活センターに相談しましょう。
消費者ホットラインの電話番号『188』で、最寄りの消費生活センターにつながります。

自転車加害者になる事故が増えています！

最近、自転車側の過失による交通事故やトラブルが増えています。

【事例】

傘を差しながら歩道を走っていたので前方が見えず、歩いていた小学生とぶつかり、足や腕にけがをさせてしまった。（男子高校生）



自転車だと事故を起こしても大事にならないと思いがちですが、自分だけではなく、歩行者など周りを巻き込む重大事故が起きています。自転車事故であっても、重大な後遺症が残るけがを負わせ、高額な賠償金支払い命令の判決が出たケースもあります。



こんな運転は大変危険です。絶対にやめましょう！

- 傘差し、携帯電話使用などによる片手運転
- ヘッドホン使用など周りの音が十分聞こえない状態での運転
- 2人乗りや無灯火での運転
- 飲酒運転
- 複数の自転車で並びながらの運転

強引な新聞購読の勧誘に注意！

【相談事例】

アパートで一人暮らしをしている大学生です。昨日、新聞販売員が部屋にやって来て、「アパートの住人はみんな新聞を取っている」と言い、たくさんの景品を渡されたので、つい6か月の購読契約をしてしまいました。契約をやめたいです。



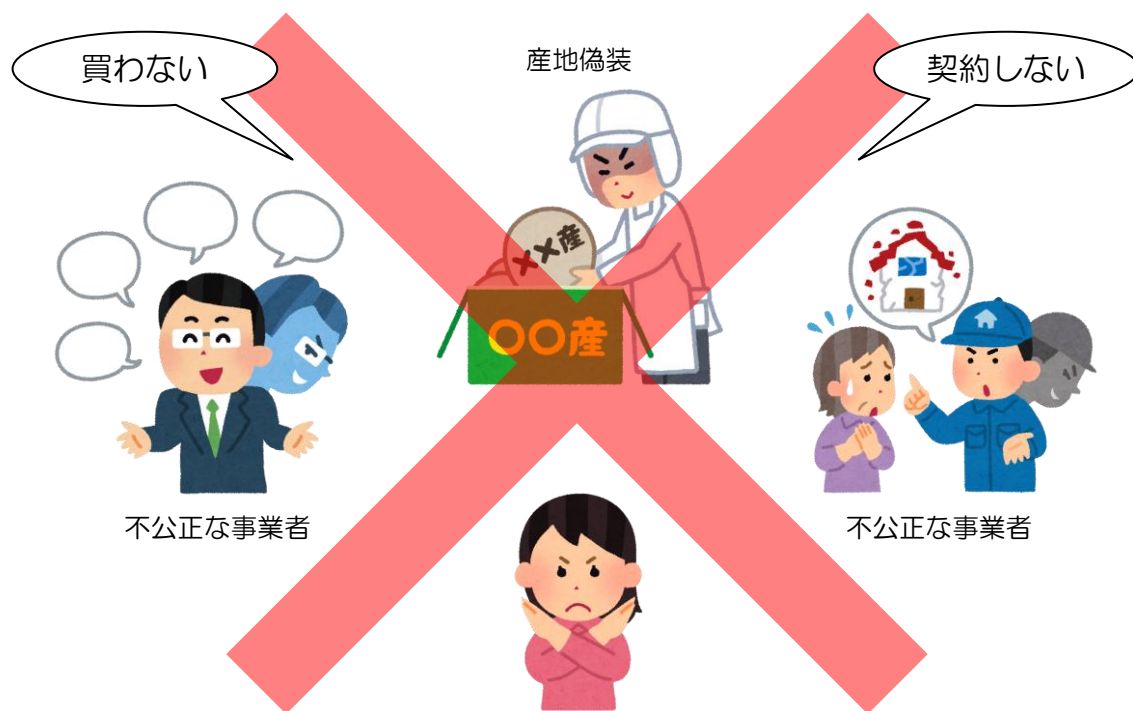
消費者庁イラスト集より

- ・訪問販売による契約なので、契約書を受け取ってから**8日間**は**クーリング・オフ**ができます。
- ・勧誘方法に問題がある場合は、クーリング・オフ期間が過ぎていても取り消し等ができる可能性があります。**最寄りの市町村の消費生活センターに相談しましょう。**
- ・トラブルを防ぐためにも、必要がなければきっぱりと断り、景品を受け取ったりしないようにしましょう。

「消費者市民社会」を実現するための行動 その四 『不公正な事業者と取引しない』

今でも、消費者に適切な説明をしない、安全性が十分に確認できない商品を提供する事業者が存在します。消費者がこのような不公正な事業者と取引しないようにすれば、事業者の側も商品や説明等の改善を図るようになるはずです。

わたしたち一人ひとりの消費者行動が、安全で安心な社会、公正な社会を作ることにつながります。



消費者 110 番のお知らせ

多重債務、悪質商法、商品の欠陥など、弁護士・相談員が消費生活トラブルの解決のお手伝いをします！お気軽にご相談ください。

相談は無料です（電話の場合は通話料金が発生します）。

- 日 時：平成29年5月24日（水）
10時～17時
- 会 場：岩手県立県民生活センター
- 相談方法：
面接相談は時間内に上記会場へお越しください。
電話相談は時間内に **019-623-3201**
（※当日専用ダイヤル）へお電話ください。

出前講座のお知らせ

県では、悪質商法などによる消費者被害の未然防止を図るため、町内会や自治会、高齢者の見守りを行う方などが企画する研修会などに講師を派遣しています。

お気軽に県民生活センターにご相談ください。

- 申込期限：概ね実施希望日の1か月前まで
- 申込人数：概ね15名以上
- その他：講師派遣は平日（9時～17時）
のみ。派遣費用無料

多重債務弁護士無料相談

県では、岩手弁護士会と協力して、借金の問題を抱えている方のために弁護士による無料相談会を、県内8か所で開催しています。

開催会場：県民生活センターほか県内7か所

開催時間：10時～15時（1人約40分）**事前予約制**



開催日や開催会場は、下記ホームページ内で確認又は下記の消費生活相談ダイヤルにお問い合わせください。

岩手県公式ウェブサイト > [暮らし・環境](#) > [消費生活](#) > [各種相談](#) > [県民生活センター 多重債務弁護士無料相談のご案内](#)

交通事故相談

交通事故相談員が、無料で交通事故で生じた賠償問題などの相談に応じています。交通事故でお困りの方は、ひとりで悩まずご相談ください。

県民生活センターでの相談：来所による面接相談のほか、電話で相談できます。予約は不要です。

【一般相談】 月曜～金曜（平日のみ） 9時～17時30分

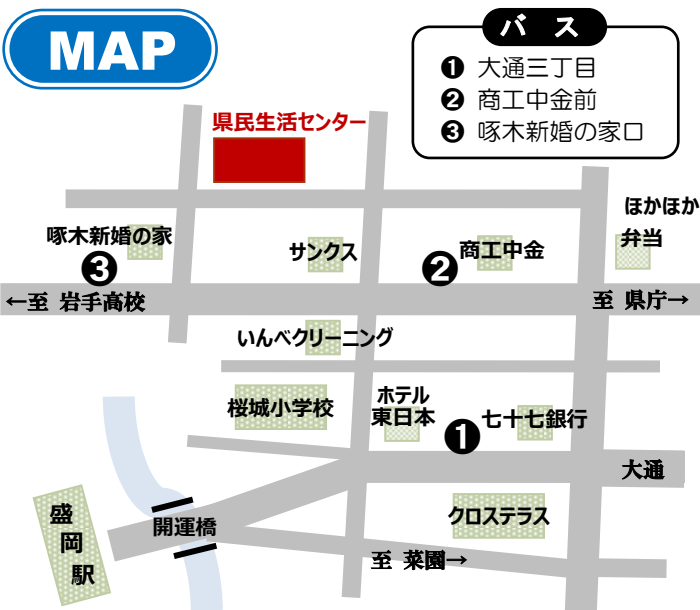
【弁護士相談】 原則毎週水曜 13時～15時（**事前予約制**。会場は岩手弁護士会です。）

巡回相談：開催日や開催会場は、下記ホームページ内で確認又は下記の交通事故相談ダイヤルにお問い合わせください。

岩手県公式ウェブサイト > [暮らし・環境](#) > [消費生活](#) > [各種相談](#) > [県民生活センター 交通事故相談のご案内](#)

【相談時間】 13時～15時（**開催日前日午前中までの事前予約制**）

MAP



消費生活相談ダイヤル ☎019-624-2209

受付時間 【平日】 9:00～17:30

【土日】 10:00～16:00

※年末年始・祝日休み

交通事故相談ダイヤル ☎019-624-2244

受付時間 【平日】 9:00～17:30

※年末年始・土日祝日休み

暮らしのひろば
モバイル配信中



岩手県立県民生活センター
〒020-0021 盛岡市中央通 3-10-2

TEL : 019-624-2586（事務専用） FAX : 019-624-2790

E-Mail : cb0001@pref.iwate.jp